

令和2年第1回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	令和2年3月23日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月23日午後2時0分宣告（第5日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史                      4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎                      1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                      植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者                      橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長                      大 浦 孝 夫</p> <p>総 務 防 災 課 長                      川 西 貴 通</p> <p>税 務 課 長                      山 口 繁 雄</p> <p>住 民 生 活 課 長                      北 樋 口 政 弘</p> <p>健 康 保 険 課 長                      辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長                      西 岡 勝 三</p> <p>観 光 産 業 課 長                      島 野 千 洋</p> <p>都 市 建 設 課 長                      今 田 良 弘</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長                      松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長                      寺 口 嘉 彦</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長                      西 谷 英 輝</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>書 記                      和 田 里 絵</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第1号に同じ
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>発議第1号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援 と対策を求める意見書（案）</p> <p>発議第2号 再生可能エネルギー発電設備等に関する法整 備を求める意見書（案）</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 2 年 第 1 回 ( 3 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 5 号 )

令和 2 年 3 月 2 3 日 ( 月 )

午後 2 時開議

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   | 議案第 1 2 号 | 令和 2 年度平群町一般会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )            |
| 日程第 2   | 議案第 1 3 号 | 令和 2 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 ) |
| 日程第 3   | 議案第 1 4 号 | 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )      |
| 日程第 4   | 議案第 1 5 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )          |
| 日程第 5   | 議案第 1 6 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )         |
| 日程第 6   | 議案第 1 7 号 | 令和 2 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )    |
| 日程第 7   | 議案第 1 8 号 | 令和 2 年度平群町学校給食費特別会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )       |
| 日程第 8   | 議案第 1 9 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )        |
| 日程第 9   | 議案第 2 0 号 | 令和 2 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )    |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 1 号 | 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )     |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 2 号 | 令和 2 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について<br>( 予算審査特別委員長報告 )    |
| 日程第 1 2 | 発議第 1 号   | 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書 ( 案 )               |
| 日程第 1 3 | 発議第 2 号   | 再生可能エネルギー発電設備等に関する法整備を求める意見書 ( 案 )                 |
| 日程第 1 4 |           | 委員会の閉会中の継続調査の件                                     |

再 開 （午後 2 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、令和 2 年平群町議会第 1 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

- |        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第 12 号 | 令和 2 年度平群町一般会計予算について            |
| 日程第 2  | 議案第 13 号 | 令和 2 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第 3  | 議案第 14 号 | 令和 2 年度平群町国民健康保険特別会計予算について      |
| 日程第 4  | 議案第 15 号 | 令和 2 年度平群町水道事業会計予算について          |
| 日程第 5  | 議案第 16 号 | 令和 2 年度平群町下水道事業会計予算について         |
| 日程第 6  | 議案第 17 号 | 令和 2 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について    |
| 日程第 7  | 議案第 18 号 | 令和 2 年度平群町学校給食費特別会計予算について       |
| 日程第 8  | 議案第 19 号 | 令和 2 年度平群町介護保険特別会計予算について        |
| 日程第 9  | 議案第 20 号 | 令和 2 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について    |
| 日程第 10 | 議案第 21 号 | 令和 2 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について     |
| 日程第 11 | 議案第 22 号 | 令和 2 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について    |

以上 11 件は、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

本案 11 件については、予算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（山口昌亮）

それでは、予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月4日、令和2平群町議会第1回定例会の本会議において付託を受けた令和2年度一般会計予算及び各特別会計予算並びに水道事業会計予算、下水道事業会計予算の議案11件について、本委員会での審査内容と審査結果を報告いたします。

予算審査については、3月9日に一般会計の審査を、3月10日に各特別会計、各事業会計の審査を行いました。

(1) 議案第12号 令和2年度平群町一般会計予算について

予算額は66億9,000万円で、前年度と比較して14億8,000万円の減額となっております。

本案の審議は、まず歳出全般について行った後、各款ごとに区切って行い、次に、歳入全般にわたって行いました。その主な審議内容について、順次報告いたします。

歳出全般では、会計年度任用職員の待遇面が近隣との比較でどうかとただされ、給与面や休日面で不利益が出ないように取り組んでいるとの答弁がありました。

会計年度任用職員制度による負担増の質問には、4,356万2,000円の増額との答弁でした。

職員採用の今後の見通しの質問には、第2次健全化計画では平成29年度から令和2年度まで職員採用を控えることになっており、2年度に採用計画を立て、仕事や住民サービスに支障が出ないように、3年度から一般事務職、専門職の採用を検討していくとの答弁がありました。

人口減少や空き家の対策、平群町盛り上げていく施策はこの予算のどこにあるのかとの質問には、予算書につけている主要事業一覧で事務事業の予算配分を示していること、財政状況が厳しい中、緊縮型の新規性が希薄な予算編成になっているが、今の事業を丁寧に実施することで住民の皆さんに満足いただけるまちづくりをやっていきたいとの答弁がありました。

総務費では、今年度ふるさと納税の寄附金額が多いのはなぜかとの質問に、2月末現在、373件、867万5,000円、その半数以上が文化センター図書館建設に関するものとの答弁がありました。

ふるさと納税の返礼品をふやしてはとの質問には、今年度、千光寺の宿坊体験、フジライディングパークの乗馬クラブ一日体験などをふやし、お米も再開した。新年度もアンテナを張って返礼品に採用できるよう考えたいとの答弁がありました。

定住促進奨励金は転出を防ぐのに役立っており、続けるべきだとの質問には、ことし12月までが期限となっているが、今年度決算が確定する時期には延長

するかどうか考えたいとの答弁がありました。

また、定住促進奨励金制度の周知についての質問には、いかにうまくPRするかがこの制度の肝。引き続き各不動産メーカー、住宅展示場などに営業をかけるとの答弁がありました。

防災備蓄の液体ミルク、賞味期限1年の入れかえ前の活用についての質問には、給食や妊産婦、出産された世帯などへの配布を考えていると答弁。

防災備蓄のマスクについても、既に学童保育所やこども園に配布している。今後子育て支援センターなどにも配布するなど、早急にウイルス対策に対応していくとの答弁がありました。

地域防災計画を見直してハザードマップを全戸配布するとのことだが、いつごろか。また、避難所の防災訓練のスケジュールはどの質問には、ハザードマップはことし6月の広報に折り込み、訓練は来年度には実施したいとの答弁がありました。

防災用の発電機が県の資料ではゼロになっていることについての質問には、微量は備蓄している。今年度、民間の重機リース企業と防災協定を結び、発電機など、優先的に調達が可能になっているとの答弁がありました。

総務費ではこのほか、防犯カメラ設置や防災無線、自主防災組織結成補助金、町有バスの運行管理、自治会運営の負担軽減、コミバス事業の積算根拠、公共施設のトイレの改善、御当地ナンバープレート発行事業などについても質疑がありました。

民生費では、新型コロナウイルスで学校を休みになったことによる学童保育所の保護者負担についての質問には、午前から開所しているが、午前中だけの利用には負担を求めないとの答弁がありました。

こども園の延長保育の時間帯の変更についての質問には、保育標準時間の早朝保育は通常にして、18時半から19時半を延長保育として利用料が発生することになるとの答弁がありました。

子ども医療費無料化で就学前までが窓口負担なしになったが、その影響についての質問には、扶助費の実績が確定していないので、現時点でわからないとの答弁がありました。

北学童保育所の定員が超えている、改善が必要との質問に、施設の面積や指導員の体制も必要になるので、財政部局とも協議して整えていきたいとの答弁がありました。

旧人権交流センター運営費についての質問には、同センターの解体は令和3年度以降ということで、光熱水費と警備保障委託料を計上しているとの答弁がありました。

民生費ではこのほか、中央公民館敷地内にある忠魂碑の移設や障害者福祉計画策定業務、シルバー人材センターの補助金、男女共同参画社会推進事業費などでも質疑がありました。

衛生費では、成人の風疹予防接種実施状況についての質問には、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性823名に発送し、1月返送まででは16%の実施。2月時点で受けられた方の請求書は今どんどん返ってきており、国に比べて高い数値になってくると思う。新年度は約1,200名が対象で、4月中旬に個人通知をし、広報、ポスター、ホームページ、フェイスブックなどを利用して周知に努めたいとの答弁がありました。

10月からのロタウイルス予防の定期接種化についての質問には、対象者全員に案内する。100%行っている新生児訪問でも確認するとの答弁がありました。

不燃物処理費が上昇している要因の質問には、輸送費や燃料費の高騰、鉄やアルミの単価が下がっていることとの答弁がありました。

仮置き焼却灰処分の質問には、あと5,000トン程度の埋設があり、搬出処理に残り5年かかるとの答弁がありました。

廃棄物の減量について、生ごみの堆肥化をしないと計画が実現できないとの質問には、どのような方法でどのタイミングでやっていくか。他自治体の視察等を踏まえて検討しているとの答弁がありました。

食品ロス対策についての質問には、防災備蓄品は期限切れ前に自主防災組織の訓練や出前講座の啓発品として配布したり、フードバンクに提供している。今後町内の業者へ協力を要請するとの答弁がありました。

缶、瓶を出すコンテナが重過ぎて集積場所に出せない問題への対応の質問には、75歳以上の世帯には、役場窓口で小さいものと交換していただけるとの答弁がありました。

衛生費ではこのほか、産後ケア事業や不妊・不育治療の効果、新規事業の産婦健診、斎場の使用状況などでも質疑がありました。

農林水産業では、防災ため池推進事業についての質問には、ことし4月1日の施行の農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、下流域500メートル以内に家屋や公共施設などがあるため池51カ所の調査をし、ハザードマップを作成して、ホームページ等で公表するとの答弁がありました。

道の駅くまがしステーションのリニューアルの質問には、レストランと花卉花木の直売場を改修するとの答弁がありました。

有害鳥獣の駆除頭数が減っている要因の質問については、暖冬の影響で山林等に餌が豊富であって、里のほうにおりてこないのが原因と考えているとの答

弁がありました。

耕作放棄地が県内でも多いことについての質問には、町内の休耕田のほとんどは山間部の農業用機械が入らないところ。平たん部については、農業委員会も含めて大きな課題として、休耕田でサツマイモを栽培して商品化するとか、県の施策も活用して営農できる人へ農地を紹介する事業とかに取り組んでいるとの答弁がありました。

農林水産業費ではこのほか、櫛原地区の維持整備工事や特産品の商品化などについての質疑がありました。

商工費では、中央公民館の撤去、町有地売却後の商工会館についての質問には、商工会館として必要な進入路や駐車場のスペースは必要。中央公民館とあすのす平群を解体するまでに今後のあり方を考えるとの答弁がありました。

このほか、消費者啓発講演会についての質疑がありました。

土木費では、町道鳴川路線の拡幅の質問には、最重要路線と位置づけているが、目に見えた改善は進んでいない。地権者に一步踏み込んだ交渉を行っていききたい。その間、交通の安全を確保する対策をしていききたいとの答弁がありました。

川原路線の改良については、建物のないところの買収は済んでいる。建物があるところは、協議が整えば予算計上していききたいとの答弁がありました。

生活道路の改修の質問には、補助事業を活用して緊急度の高いところから行っているとの答弁がありました。

ブロック塀等撤去工事補助金についての質問には、今年度6件の申請があり、補助対象事業費がいっぱいになったので打ち切った。今年度は県の内示が出て、5月以降に広報等で募集するとの答弁がありました。

新設の町営住宅移転補償費についての質問には、老朽化した公営住宅からの移転に伴う補償費で、2件20万円を計上しているとの答弁がありました。

中央公園のトイレ洋式化についての質問には、中央公園は障がい者用以外全て洋式化されてないことから、まず中央公園から進めて順次検討していききたいとの答弁がありました。

このほか、工場等設置奨励金についての質疑もありました。

消防費、消防団の定数についての質問には、定数74名に対し、昨年10月1日現在64名で、前年度より3名増。各分団の協力や広報で周知し、商店にポスターを掲示するなど、団員の確保に努めているとの答弁がありました。

このほか、広域消防への負担金についての質疑もありました。

教育費、新図書館の蔵書数についての質問には、現図書館の蔵書は5万冊弱、それ以外に約2万冊が人権交流センターにある。毎年200万円の予算で1、

500冊前後購入しているが、蔵書規模からすると少ない。今、選別作業をしているが、新図書館には約5万冊移管したいと考えている。新年度の購入費350万円は、住民1人当たりの資料費としては県内の町立図書館で一番低いレベルだが、今後できるだけふやしていく取り組みをしたいとの答弁がありました。

新図書館に紙以外のデジタル化についての質問には、電子図書についても考慮したが、単価が紙媒体と同じものの、利用期間が1年か2年で、閲覧環境を蓄積するには数百万の経費がかかる。将来的には避けて通れない必要な事業だと考える。

図書館に来られない人への対応では、地域の集会所への巡回や個別配達などのサービスも考えている。

Wi-Fiの整備については、館内にアクセスポイントが12カ所あり、一般的な使用には耐えるものと理解しているとの答弁がありました。

新図書館の人員配置については、館長とフルタイムに近い職員4名、パート時間給の職員3名の、全員司書資格者8名体制での運営を考えているとの答弁がありました。

総合文化センターに統合される人権交流センターの機能についての質問には、若井集会所を借りて、例えばそろばん教室、習字教室、人権生活学校の活動をされるということで、新総合文化センターの人権交流センター部分の職員が若井集会所の鍵をお借りして、鍵をあけに行って、そこでお借りする部屋の中で活動していただくということで、機能は総合文化センターにあるという前提との答弁がありました。

小中学校の校務支援システムについての質問には、昨年度と今年度、中学校と1小学校で実証実験を行った結果、教職員間の打ち合わせの時間が少なくなり、子どもに向き合う時間がふえるなどの効果があった。新年度では小中学校で運用する予算として、小学校3校で147万円、中学校23万3,000円計上していると答弁がありました。

教育費ではこのほか、学校の特別支援学級やトイレの改修、総合文化センターの管理費、中央公民館のPCB処分、人権生活学校補助金、給食センターの修繕費などでも質疑がありました。

公債費、新年度の一時借入れの予定についての質問には、資金不足が生じた場合に一時借入れをする予定。その場合は金利の入札を行い、一番低利の金融機関から一時借入れを行うことになっている。予算的には120万円の一時借入れの利子を計上しているとの答弁がありました。

歳入全般。10年以上続いている固定資産税の超過税率をいつまで続けるの



かとの質問には、財政が厳しい状況であり、当分の間は御理解いただきたいとの答弁がありました。

法人住民税が669万円増額になっている要因の質問には、企業誘致の業績の見込みで計上しているとの答弁がありました。

平群西小学校の跡地の利活用についての質問には、文部科学省の廃校プロジェクトで広く募集してきた。昨年12月16日からことし1月末までの期日で、プロポーザルの企画提案型に切りかえて募集を行った。その中で、一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会から、契約日から10年間の有償貸し付けの提案があり、利用候補者になった。今後、法規制などで越えなければならないこともあり、利用開始時期等は明言できない。有償貸し付けの場合の収入については、設定満額の約30万円での応募との答弁がありました。

会計年度任用職員制度と幼児教育無償化による地方交付税の増加見込みの質問には、会計年度任用職員制度で7,000万円、幼児教育無償化で3,000万円、合わせて1億円ほどが普通交付税の基準財政需要額に算入されると見込んでいるとの答弁がありました。

このほか、一時保育事業や庁舎使用料、財産貸付収入などでも質疑がありました。

討論では、今回の予算は地方債が極端に少なく、予算総額66億9,000万円の緊縮予算。財政調整基金がほとんどなく、公債費が今後10年以上11億円を超える高どまりの状況のもとでは、努力をされた予算であると一定の評価はしたい。また、この間要求してきた来年度からの待機児ゼロへの新規の保育教諭の採用、高校卒業まで医療費無料化の継続などは評価したい。

しかし、今回の緊縮編成でも2億円を超える未確定財源を計上しないと予算編成ができない状況の中で、住民の暮らしを応援しながらどう立て直すのかという、最も問われる問題。1年間でそれが達成できる状況にはないが、ある程度の指針を予算案で見せるべき。新年度の予算案にはそれが見当たらない。将来展望やビジョンが全く見えないという状況。

この間、消費税の増税などで暮らしは厳しく、そういう中で固定資産税は超過税率のままで標準税率に戻す計画もない。住民生活の向上や子育て支援も不十分。住民の暮らしに寄り添った予算編成とは言いがたいことから、本予算案については反対をする。

一方、令和2年度一般会計予算総額は前年度より14億8,000万円の減額、歳入は町税の減少を初め、2億1,300万円の未確定財源を組まざるを得なく、公債費の償還額が10億円を超えるという大変厳しい予算編成。しかし、課題であった平群西小学校跡地の利活用も決まり、駅周辺事業も終結を迎

え、4月には平群町総合文化センターの竣工式を迎える。また、厳しい財政状況の中、第2次健全化計画に基づいて職員の新規採用を凍結する中、保育教諭5名の新規採用や、切れ目のない子育て支援を行うため、新規事業として町単独の産婦健康診査助成事業、産後ケア事業、ロタウイルス予防の定期接種化、町独自制度として妊娠を希望する女性や配偶者に対する風疹ワクチンの予防接種助成、成人男性に対する風疹抗体検査並びに予防接種助成を初め、災害時には液体ミルクの備蓄、また、子育て世代包括支援センターの設置や子どもに関する業務の一元化を行い、わかりやすい窓口体制にするため、新年度より本庁舎内に福祉こども課の創設をすることは高く評価する。

また、定住促進奨励金交付事業、防犯カメラ設置、不法投棄未然防止事業、ブロック塀等撤去補助制度、中央公園トイレ洋式化改修、花いっぱいサポータークラブ制度など、防災ため池ハザードマップの作成、令和3年2月に迎える町制50周年記念として、スポーツイベント開催、御当地ナンバープレート発行事業など、限られた財源の中で住民生活に直結した予算の計上は大変評価したい。

さらに人件費の抑制や普通財産の民間売却などを行うことも評価し、今後も予算全体を有効に精査して、新たに住民負担を設けることなく、財政破綻をしないような財政運営に取り組んでいただくということを要望して、本予算案の賛成討論とするという討論がありました。

採決の結果、賛成多数により議案第12号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(2) 議案第13号 令和2年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

予算総額は906万9,000円。

質疑では、国への償還残高と滞納額の質問があり、残高は519万8,504円、滞納は8,770万円で、うち元金は約6,750万円と答弁。

滞納への対応には、現在不納欠損はなく、分納で回収しているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(3) 議案第14号 令和2年度平群町国民健康保険特別会計予算について

予算総額は24億1,517万4,000円。

質疑では、今年度の決算見込みについてただされ、単年度約7,000万円の黒字で、年度末の剰余金は1億3,000万円から1億4,000万円になるとの答弁がありました。

今年度黒字額が前年度より増加したことへの質問には、加入者の所得がふえ、

税収が増加したこととの答弁がありました。

町長が明言している国保税引き下げの額についての質問には、今年度の決算状況、所得状況を見る必要があるので検討中との答弁がありました。

保険と介護の一体化事業の質問には、高齢者自身と高齢者を見守る者、地域全体で健康寿命を延ばしていく仕組みをつくっていきこうという事業で、広域のほうから財源措置がある。健康保険課がまとめ役となり、事業実施やプリズムへぐりの成人老人係、また福祉課、包括支援センターとともに、住民と一緒にいるいろいろなフレイル検診やいろいろな教室を行う中で、健康寿命を延ばしていただけるような仕組みをつくっていききたいとの答弁がありました。

このほか、県への納付金や保健事業の内容などでも質疑がありました。

討論では、平成29年度の1.6倍増税が結果として間違っていたことを反省すべき。しかし、新年度に国保税の引き下げが間違いないことから、今回の予算案には反対せず賛成する。

また、今年度決算見込みは財政調整基金を含めて約1億3,400万円の剰余金で安定した財政運営。令和3年度には県国保運営方針の見直しもあり、現時点では先が不透明であり、また、昨今の新型コロナウイルス関連でPCR検査の保険適用や長期化や感染者の拡大も予想されることから、医療費の増大も危惧される。また、今後の県納付金の算定は、国が示した医療技術の高度化による医療費の伸びを見直し時に取り入れることも推測されることから、目先の黒字だけでなく、令和6年度からの県単一化完成後も健全な国保財政を堅持していく必要がある。町長は県下一高い保険税を1年間前倒しして、令和2年度から引き下げを実施すると明言されているが、慎重に引き下げ幅を御検討いただき、同じ過ちを繰り返すことのないよう実施することを要望して賛成討論とする。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

#### (4) 議案第15号 令和2年度平群町水道事業会計予算について

収益的収支の事業収益は5億1,570万5,000円、事業費用は5億5,303万1,000円。資本的収支の収入は2,018万円、支出は4,792万3,000円となっています。

質疑では、有収率が落ち込んでいるがどのように捉えているのかとただされ、平成29年度が88.5%、30年度が83.5%、要因は漏水の増加とっていると答弁。その改善策には、漏水箇所の多い地域を選定して調査をして、漏水をとめているとの答弁がありました。

開発に伴う維持管理費56万4,000円の詳細についての質問には、三里地区の開発に伴う本管布設で、工事費の20%を維持管理費として徴収してい

る分との答弁がありました。

県水道100%で使わなくなった施設についての質問には、除却する意向を持っているが、売却費用より解体費用がかかるため処分できない状況との答弁がありました。

必要がなくなった藤代池の取水権についての質問には、小平尾の水利組合に池の取水権を返す話をしている最中。取水塔撤去して池を返すということで、現在取水塔の撤去工事をしている。その後、池を返す覚書等の締結を行う。それと、鳴川の方に借りている藤代池への進入道路の用地は、契約書に現状復旧で返すとなっており、現在協議中で、来年度に話をつけたいと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(5) 議案第16号 令和2年度平群町下水道事業会計予算について

収益的収支の事業収益は3億3,931万1,000円、事業費用は3億9,589万円。資本的収支は、収入、支出とも2億5,240万8,000円となっています。

質疑では、普及率についての質問があり、現在54.6%、緑ヶ丘の残り3地区が終われば62%程度になる。県全体の平均普及率は、昨年度末で80.7%との答弁がありました。

今後の計画についての質問には、緑ヶ丘の三つの集中浄化槽を令和5年度までに接続する計画との答弁がありました。

集中浄化槽の跡地についての質問には、どの地区も機械等の撤去はしていただき、その後の利活用は町が検討することになっているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(6) 議案第17号 令和2年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

予算総額は3,526万円。

質疑では、接続状況についての質問があり、今年度の接続はなく、現在90件中58件の接続で、接続率は64.4%、空き家が6軒との答弁がありました。

未接続者への啓発の質問には、個人のお宅に啓蒙しているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(7) 議案第18号 令和2年度平群町学校給食費特別会計予算について  
予算総額は6,795万円。

質疑では、残飯状況についての質問があり、量は3月に給食がなかったこと

もあり、昨年度より300キログラムほど少ない。1日1人あたりはほぼ横ばいで、約20グラムとの答弁がありました。

輸入小麦に発がん性のグリホサートが検出されたとの報道があったが、検査はどうだったのかとの質問には、パンは県学校給食会から調達した、北米産90%、県産10%の小麦を使っている。県学校給食会において約300項目の調査をし、グリホサートを含め、基準値を超えたものはないと聞いているとの答弁がありました。

食物アレルギーの児童・生徒の現状と対応の質問には、前年度から実数は5人ふえて34人、アレルギー項目は35種類。対応については、アレルギーの方も同じように食べられる食材を選定するようにしているとの答弁がありました。

一斉休校での取り扱いの質問には、3月分の給食費は2月28日に口座引き落としだったので、卒業生は卒業式に返金、在校生は4月の給食費に充当する。4月の給食については、今後の動向を見て食材の発注等をしていくとの答弁がありました。

給食費が平成29年度に200円、新年度から300円値上げになるが、多子減免を考えるべきとの質問には、3人以上の子どもを持つ世帯は準要保護以外に45世帯。有意義な施策と認識しているが、現在の財政状況ではめどが立たない。今後の財政状況を見ながら検討するとの答弁がありました。

学校給食に係る一般会計の負担についての質問には、1食当たりの月額で小学校で7,000円、中学校で7,200円から7,300円ぐらいになるとの答弁がありました。

このほか、HACCP（食品の安心・安全を考える仕組み）の取り組みや給食費滞納についても質疑がありました。

討論では、給食費の値上げは平成29年度に続いてのもので、食育の観点からも子育て応援の町という点からも逆行するものであり、反対する。

一方、値上げは消費税や物価上昇分など、総合してやむを得ないので賛成する。

採決の結果、賛成多数により議案第18号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

（8）議案第19号 令和2年度平群町介護保険特別会計予算について  
予算総額は18億6,092万7,000円。

質疑では、認知症のサポーター養成の質問に、養成講座は、自治会等で5回109名、キッズ向け3回79人で、188名がサポーターになってもらったとの答弁がありました。

緊急通報サービスの利用実績の質問には、登録が固定電話181人、携帯電話2人。このサービスは携帯型もあることの周知については、ケアマネジャーや民生委員、広報等で行いたいとの答弁がありました。

保険給付費の積算根拠の質問には、今年度9カ月分の実績を踏まえて、5.4%の伸びで計上しているとの答弁がありました。

配食サービス事業の質問には、直近の利用者は53人、今年度の月平均の配食数は810食、来年度は月900食を見込んだ予算を計上している。

町として実施する意味があるのかとの質問には、食事の提供のみならず、高齢者の安否確認、利用者の負担軽減を兼ねたサービスになっているとの答弁がありました。

今年度の剰余金の質問には、今年度単年度の黒字見込み約7,000万円、精算で約4,000万円の返還金があるので、差し引き3,200万円を基金に積み立て、基金はこれまでの3億9,800万円と合わせて4億3,000万円の見込みとの答弁がありました。

平群町の介護保険料の水準の質問には、県下39市町村中8番目に安価との答弁がありました。

1年間の保険料総額にも匹敵する基金になるのは過大な事業計画によるもの、精度の高い計画を立てるべきとの質問には、第8期の計画策定では、策定委員会で十分議論いただき、精度の高い計画を行いたい。基金は保険料の引き下げに使うとの答弁がありました。

このほか、認知症スクリーニングソフト、初期集中支援チーム、地域ケア会議などでも質疑がありました。

討論では、給付費総額が第7期計画と現時点の実績で9億5,800万円もの乖離がある。1号被保険者の保険料は計画の給付費総額の23%から基金1億5,000万円を差し引いたもので、3年間の総額12億4,288万円。しかし、現時点の実績で試算すれば10億2,254万円で、この差額2億2,000万円が保険料として取り過ぎた額になる。この間、保険料の引き下げを求めてきたが、町は拒否。みずからの見通しの間違いを認めず、新年度も取り過ぎた保険料を計上している本予算案には反対する。

また、計画と実績が乖離する状況になっており、剰余金も相当ある。やはり政治の責任として、立場の弱い人とか困ってる人のことに十分配慮する必要がある。小さな声にも耳を傾ける、そういうことも大切。これは議員としての責務と思う。よって、本議案には反対する。

一方、介護保険事業は基本的に3年を1期として計画に基づき運営され、積み立てた基金は次の保険料の上昇の抑制や引き下げに寄与されるものとされて

いる。令和２年度は第７期の最終年度の予算となり、保険給付費や地域支援事業費の給与費全体は令和元年度予算より９，２００万８，０００円の増額をしていること、さらに個々の介護予防に力を入れる予算となっていると考える。今後、介護保険運営協議会において令和３年度から第８期の計画策定に向け適正な協議がなされることを要望して、本予算案の賛成討論とする。

採決の結果、賛成多数により議案第１９号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(９) 議案第２０号 令和２年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

予算総額は６３万７，０００円。

質疑では、今年度は実績ゼロということだがどのような申し込み方法なのかとの質問に、毎年度、広報、ホームページ等で複数回周知もし、中学校を通じて保護者の方々にも周知している。申請については、保護者の方が直接教育委員会に申請をいただく。必要な保護者の皆さんは認識いただいていると思う。実績がここ数年ない原因は、高等教育の無償化の事業が始まり、公立高校は実質無償化、私立も近々始まる。大学のほうも、給付型の奨学金制度も拡充しつつある中、そちらのほうのウエートが多いので、町の利用に至らないということも一因と思うとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(１０) 議案第２１号 令和２年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

予算総額は４億３，６３８万４，０００円。

質疑も討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(１１) 議案第２２号 令和２年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

予算総額は１，３４８万３，０００円。

質疑では、起債の条件について質問があり、１０年償還の元金均等年２回払い、利率０．２１％、元金据え置きなし、交付税算入なし、令和１０年度まで償還が続くとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、予算審査特別委員長報告といたします。

令和２年３月２３日  
予算審査特別委員会

○議 長

ありがとうございました。

2時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時36分)

再 開 (午後 2時55分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

これより順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第12号 令和2年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。植田君。

○6 番

2ページ目の民生費のところ、学童保育の保護者負担についてなんですけれども、ここには、2行目ですね、「午前中だけの利用者には負担を求めないとの答弁がありました」とあるんですけれども、これ、午前中だけではなく、多分この答弁については訂正があったと思うんですけれども、そのことを確認をしたいと思います。

○議 長

山口委員長。

○予算審査特別委員長（山口昌亮）

答弁の中で言い直しがあってですね、確認したところ、ここはちょっと訂正さしていただきたいと思います。民生費の2行目ですね、「午前から開所しているが」、の後ですね、「午前中」を削除して、「新規の申し込みで午後3時までだけの利用には負担を求めないとの答弁がありました」、このように訂正させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○8 番

1ページ目の下から8行目、「ひきつづき各不動産メーカー」というのは意味がわかりませんが、「不動産業者、メーカー」じゃないかと思うんですけど



もどうでしょうか。

○議長

山口委員長。

○予算審査特別委員長（山口昌亮）

おっしゃるとおりなので、そのように、正確に言いますと、ここは総務費の上から8行目の末尾のほうですけれども、「ひきつづき各不動産メーカー」となってるのを、「引き続き各不動産業者、メーカー」、その下の「住宅展示場などに営業をかける」との答弁がありました」、このように訂正させていただきます。

○議長

森田君。

○8番

3ページ目のですね、下から6行目、「まず、中央公園から進めて」というんですけども、これは必要ないんじゃないかと思うんですけども、これはあくまでも中央公園のトイレのことを言っとりますので、この箇所は削除すべきじゃないかと思うんですけども、委員長いかがでしょうか。

○議長

山口委員長。

○予算審査特別委員長（山口昌亮）

ここについてはね、別にこれで間違いとは思わないんですが、意味がわかりにくいということであるならば、そこの前のところから読みますけど、「中央公園は障がい者用以外すべて洋式化されていないことから」、その後、「まず」ってなるんですが、そこを、「新年度に中央公園を実施し、その後順次検討していきたいとの答弁がありました」、このほうが正確かというふうに思うんですが、これもちょっと正確に書けば、中央公園のトイレ全てが洋式化になるということではないということも答弁の中であったわけですので、そこも考慮すると、「新年度に中央公園の一部で実施し、その後順次検討していきたい」ということになりますので、今最後に言った、もう一度言いますと、「新年度に中央公園の一部を実施し、その後順次検討していきたい」というふうに訂正するのが正確だと思いますので、そのように訂正させていただきたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。植田君。

○6番

それでは、新年度、2020年度の一般会計予算案については反対の立場で討論させていただきます。

今回の予算案は、この間と大きく違って、臨時財政対策債を除いた地方債は1億3,980万円と極端に少なく、予算総額も66億9,000万円の緊縮予算となっています。財政調整基金がほとんどなく、公債費が今後10年以上11億円を超える高どまりの状況のもとで、努力をされた予算であることは一定評価をするものです。また、2年連続で、年度当初の待機児を出さないための正規での5名の保育教諭の採用や、高校卒業までの医療費無料化の継続などは評価に値するものと考えます。

しかし、これだけの緊縮編成でも2億円を超える未確定財源を計上しないと予算編成ができない、この状況をどう打開していくのか、住民の暮らしを応援しながら町財政をどう立て直すのかが最も問われています。本来、当初予算はこれに応えるべきものです。当然1年間でそれを達成できるはずもありませんが、ある程度指針を予算案で示していくべきだと考えます。

しかし、新年度予算案にはそれが見えてきません。町長の提案説明でも、財政問題も含め、将来展望やビジョンがほとんど示されていませんでした。消費税増税や年金の切り下げなど、暮らしが厳しくなっている状況のもとでも、固定資産税は超過税率のまま、標準税率に戻す計画もない、4月にオープンする新図書館への図書購入費は余りにも少ない、子どもたちが同じ環境で安心して学べる環境整備の一環としての小学校のトイレの整備計画も示せないことや、ごみの減量化にごみ袋の有料化が有効だと導入したものの、減量どころかふえている状態で、減量化への具体的な施策も示せないなど、住民の暮らしに寄り添った予算編成とは言いがたいことから、本予算には反対をいたします。

○議長

窪君。

○10番

議案第12号、令和2年度平群町一般会計予算案には賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和2年度一般会計予算総額は66億9,000万円で、前年度予算より14億8,000万円の減額となり、歳入においては町税の減収を初め、2億1,300万円の未確定財源を組まざるを得なく、さらに、公債費の償還額が10

億円を超えるという大変厳しい予算編成であります。

しかし、これまで課題でありました平群西小学校跡地の利活用も決まり、さらに駅周辺事業も終結を迎え、4月には住民の皆様の待望であった平群町総合文化センターや図書館の竣工式を迎えることになりました。また、大変厳しい財政の中でも、第2次財政健全化計画に基づき、職員の新規採用を凍結する中、保育教諭については5名の新規採用などをしております。また、切れ目のない子育て支援を行うため、幼保無償化を初め、新規事業として町単費での産婦健康診査の助成事業、産後ケア事業やロタウイルス予防接種の定期接種化、また町独自制度として、妊娠を希望する女性や配偶者に対する風疹ワクチンの予防接種助成、また、成人男性に対する風疹抗体検査並びに予防接種助成を初め、災害時に液体ミルクの備蓄、また、子育て世代包括支援センターの設置や子どもに関する業務の一元化を行い、わかりやすい窓口体制にするため、新年度より本庁舎内に福祉こども課の創設をすることは高く評価をするものです。

また、定住促進奨励金交付事業、防犯カメラ設置、不法投棄未然防止事業、ブロック塀等撤去補助制度、中央公園トイレ洋式化改修、花いっぱいサポータークラブ制度、さらに防災ため池ハザードマップの作成、令和3年2月に迎える町制50周年記念として、スポーツイベント開催、御当地ナンバープレート発行事業など、数多く限られた財源の中で住民生活に直結した所要の予算が計上されておりますことは、大変評価をしたいと思います。

さらに人件費の抑制や普通財産の民間売却なども行うことも評価し、今後も予算全体を有効に精査し、新たに住民負担を設けることなく、財政破綻をしないような財政運営に取り組んでいただくことを要望いたしまして、令和2年度平群町一般会計予算案の賛成討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○8番

令和2年度一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

西脇町長は、令和2年度予算編成に当たり、未確定財源を計上せず臨むと強い決意で表明され、私は大いに期待をしたものであります。しかし、新しい予算案は、歳入で会計年度任用職員制度の導入、幼児教育無償化、そして消費税増税による地方交付税は前年度より1億5,000万も増額になるフォローの風が吹いたわけではありますが、未確定財源2億1,337万と、今まで数年売れなかった若葉台ゲートボール場の売却を計上しております。

私は、今の町財政はにっちもさっちもいかない状況にあると認識しております。町長は、「住民サービスを落とさず」とありますが、予算書の中身を見ま

すと、何一つ事業をやめたものはありません。従来どおりの前例踏襲主義の予算編成になっていることはまことに残念であります。いつも申し上げてることですが、今の平群町はあれもこれもできない、あれかこれしかできない状況にあるわけで、場合によっては住民に負担を求めることをしなければ、あすの平群は私はないと思っております。思い切って町単費負担の大きい扶助費、委託料にメスを入れ、歳出削減しなければならない時期に来てると思います。住民によい顔をしては何もできません。住民と向かい合うことも大切ではないかと思えます。

前町長は固定資産税の超過税率を導入しました結果、地価下落を招き、ごみ袋有料化は全くごみ減量につながっておらず、そして、奈良モデルで生駒市と施設の相互利用を図ることになり、し尿処理を生駒市に委託しましたが、最近になり、生駒市の委託単価が従前から委託しております養父市の処理単価より高くなっており、また、住民の利便性を図るためコンビニ収納を導入しましたが、ここ数年を見た場合、納入件数も納入金額も少なくなっております。また、駅周事業の保留地売却差損が2億3,000万の予算も含まれていません。前町長の施策は、私はことごとく裏目に出た、失敗したものではないかと思っております。

政治は結果責任であります。前町長の負の遺産をしょった上での西脇町長は難しい予算編成になっておると認識しておりますが、全く厳しさが感じない、知恵がない予算となってることから、新年度予算案に反対させていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。山本君。

○3 番

議案第12号、令和2年度平群町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本町は中期的に財源不足となる財政見通しであり、第2次平群町行財政改革大綱や平群町第2次財政健全化計画を着実に推進しながら、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。西脇町長が提案された令和2年度平群町一般会計予算は、前年度予算より14億8,000万円縮小した計画であり、町長の財政改革に対する本気の心構えが数字となってあらわされたものであります。

新年度の予算編成を前年度予算と比較し、分析しましたところ、歳入では、町税が1,884万9,000円減少していますが、地方交付税が1億5,000万円の増額、地方消費税交付金の増額等で、一般財源合計は1億4,355万1,000円の増額となっています。歳出では、会計年度任用職員制度の導入で、人件費が2億9,279万9,000円の増額、扶助費や補助費、繰

出金等の増額で、合計2億330万4,000円が増額されています。未確定財源につきましては前年度より3億3,855万減少しておりますが、通常分で2億1,337万計上されていることは注視しなければなりません。

以上のように、経常経費、義務的経費が増加していることから、新規事業、投資的経費を極力抑えた、緊縮型の予算編成であると判断します。

次に、事業内容ですが、住民の皆様が安心して暮らせるまちづくりのために、防災備蓄品目をチェックしながら分散備蓄する防災対策、高校卒業までの医療費無料化を継続する福祉医療事業、第3次食育推進計画をスタートさせる健康づくりの推進事業、老朽化した町営住宅からの移転費用の一部費用支給制度の創設、待望の総合文化センター開館後のさまざまな事業、体育振興として町制施行50周年記念イベントの実施など、住民サービスを維持できるよう気を配られたことはまことに敬意を表するところでございます。

よって、私は令和2年度平群町一般会計予算について賛成といたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

令和2年度一般会計予算の賛成討論をさせていただきます。

令和2年度一般会計予算については賛成といたします。令和2年度一般会計歳入歳出予算は、前年度予算に比べ14億8,000万の減額の66億9,000万となっております。厳しい町財政状況の緊縮予算編成となりました。

歳出に関する事項といたしまして、町制施行50周年については、一般財団法人くまがしクラブ主催による、「みんなアスリート 平群のスポーツデー」の開催を予定され、また50周年記念として、単車のナンバープレートが令和3年2月1日から無料で交付されることになっております。

また、人事の件につきましては、財政健全化計画には新規採用は凍結となっているが、より質の高い就学前教育・保育を目指し、保育教諭を5名新規採用される、また防災対策として、30年以内に70から80%と引き上げられた南海トラフ巨大地震発生予測や集中豪雨災害などに必要とする備蓄品を、12カ所から、総合文化センターを加え、13カ所に拡大をされました。

また、災害等緊急時の迅速かつ的確な通報により周知徹底を図るとともに、平常時の広報活動を円滑にして、住民の安全確保と福祉の増進に資するために設置された防災行政無線管理費を計上、老朽化した3施設、中央公民館、あすのす平群、人権交流センターを、利用されている住民の生命を守るために廃止し、複合施設として、本年4月、平群町総合文化センターがオープンとなります。それについて管理運営費が計上されています。文化交流拠点、情報発信、

にぎわいの創出の概念を持った施設で、幅広い世代が集い、交流する地域活動拠点として数多くの利用をされることを期待しております。

子育て施策として、西和地区病児保育室の負担金を計上され、病児保育の観点から、仕事と子育ての両立の支援、福祉医療費としては、子育て世代の支援として、高校卒業まで引き続き医療費の無料化を実施、公園管理につきましては、中央公園のトイレが一部洋式化となる、また、住宅管理につきましては、老朽化した町営住宅の入居者を他の住居に特定入居をしていただくための移転費用の一部を支給する制度がされ、また、入居者の安全確保が推進されています。

歳入に関する事項のうち、財源確保として、普通財産については財政負担を軽減するために、西小学校跡地を民間活用に向けて賃貸借協議中や、南保育所跡地及び若葉台の普通財産売却処分、受益者負担の手数料や使用料及び財産運用収入などの徴収、厳しい財政問題については、町債は前年度より約9億5,600万円減の3億4,000万、構成比で5.1%、前年度の予算の15.9%より10.8%減となっておりますが、公債費は約11億円、構成比の16.4%と、前年度予算の13.3%より3.3%アップとなっております、厳しい財政状況であります。令和元年度の地方債残高は約154億で、うち、交付税措置割合が約50%であり、実質の借金は約77億となりますが、今後も数年間、高額な公債費が続き、大きな財政負担となってくるので、町債発行は交付税措置のある有利な事業を選択していただけるようお願いいたします。

また、今年度予算編成において約2億円の未確定財源が計上されており、予算執行においても競争原理に基づいて最少の経費で最大の効果を上げられますように、今まで掲げられた行財政改革の取り組み事項を着実に推進し、新たな行財政改革の尽力されるようお願いいたします。

なお、緊縮予算編成にかかわらず、住民全体の福祉向上を念頭に置いた予算が計上されており、私は令和2年度一般会計予算について賛成討論といたします。

以上であります。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第12号 令和2年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号 令和2年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 令和2年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第14号 令和2年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。植田君。

○6 番

一言意見を述べさせていただいて、賛成をしたいと思います。

平群町の国保税は県下で最も高く、無理して納めているが限界など、住民の方からは悲鳴が上がっていました。国保会計の収支の現状は、今年度決算見込みで剰余金が1億3,400万円です。町が1.6倍の増税をした平成29年度のときの町の収支予測は、増税しても29年度末に2億5,000万円の赤字が残り、この高い税率を続けて、県が県内の税率を統一するまでの6年間で収支をゼロにするというものでした。

ところが、町のこの予測は見事に外れました。1.6倍の増税を議会で可決した28年度の実質収支の赤字額が、町の予測より1億4,400万円も少ない1億1,400万円であったこと、そして、1.6倍の増税になった29年度の実質単年度収支は、町のとんどの予測と大きくかけ離れた1億4,400万円の黒字で、実質収支も3,000万円の黒字でした。町の予測とは実に2億8,000万円もの乖離がありました。1.6倍の増税が結果的に間違いだったことは明白であります。国保に限らず、住民への負担増については慎重の上にも慎重でなければなりません。町当局は1.6倍増税が間違いだったことを真摯に反省していただきたいと思います。

国保は昨年度から県単位化となり、県が示す納付額に見合った税額、標準税率にすれば、国保会計の収支バランスがとれることになりました。しかし、全国的にはこの標準料率が現状でも高い国保税をさらに引き上げることになるとの批判が上がっています。しかし、平群町はこの標準料率よりも高いものです。だから、昨年度も今年度も黒字になり、今年度末の決算見込みでは剰余金が1億3,400万円になっています。現行の税率を計上している今年度予算でも、単年度で3,000万以上の黒字見込みです。

私ども日本共産党議員団は、1.6倍増税時はもちろん、増税確定以降も住民の皆さんと引き下げを求めてきました。そして、昨年9月議会、12月議会で、町長は新年度に引き下げをすることを明言されました。本予算案にはそれが盛り込まれてはいませんが、新年度からの引き下げが間違いのないであろうことから、本予算には反対をいたしません。

なお、引き下げ幅について、加入者の暮らしを少しでも応援する姿勢を示していただき、最大限の努力をお願いして賛成をしたいと思います。



以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。窪君。

○10番

議案第14号、令和2年度平群町国民健康保険特別会計予算案には賛成の立場で討論させていただきます。

令和元年度の決算見込みでは、財政調整基金を含めて約1億3,400万円の剰余金が見込まれ、安定した財政運営と考えます。令和3年度には県国保運営方針の見直しもあり、現時点では先が不透明な現状であります。また、昨今の新型コロナウイルス関連で、PCR検査の保険適用や、専門家会議では長期化するとの見通しも示され、感染者の拡大も予測されることから、医療費の増大も危惧されるところであります。

また、今後の県納付金の算定は、国が示した医療技術の高度化による医療費の伸びを見直し時に取り入れることも推測されることから、目先の黒字だけで判断するのではなく、令和6年度からの県単一化完成後においても健全な国保財政を堅持していく必要があります。

町長は、県下一高い保険税率を1年前倒して、令和2年度から引き下げを実施すると明言されておられますが、慎重に引き下げ幅を御検討いただき、同じ過ちを繰り返すことのないよう実施されることを要望いたしまして、令和2年度平群町国民健康保険特別会計予算案の賛成討論とさせていただきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和2年度平群町国民健康保

険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 令和2年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和2年度平群町水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 令和2年度平群町下水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和2年度平群町下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号 令和2年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和2年度平群町農業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第18号 令和2年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。植田君。

○ 6 番

2020年度予算案には反対の立場で討論いたします。

今回の予算案には、小中学校の給食費が月額300円の値上げがされた内容となっています。本町は29年度にも月額200円の値上げを行いました。わずか4年で500円もの値上げです。学校給食費は食育の使命も担っています。子育て支援、子育てナンバーワンを言ってきた立場から見ても、到底容認できるものではありません。

昨年10月からの消費税の引き上げは家計を直撃しています。このようなときだからこそ、給食費の一律軽減や、あるいは保育料や学童保育料などで行っている多子減免などの子育て支援をすべきです。

しかしながら、本予算案はそれに逆行するものであることから、この予算については反対をします。

○議 長

ほか、ございませんか。山本君。

○ 3 番

議案第18号、令和2年度平群町学校給食費特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

学校給食の運営については、アレルギーを持つ児童への細やかな対応やカロリー計算、地産の食材調達、給食センター内の空調設備や老朽化した調理器具、給食費の価格設定等、さまざまな課題を抱える中での運営をされていることに対し、給食センター長を初め、職員の皆様の御努力に敬意を表します。

植田議員の反対討論では、多子世帯の減免や食育の観点から、無償化というのも考えないけないということではありましたが、私はこの特別会計の中で財源が確保できないことから、受益者負担で運営するほかに方法がないと判断しております。また、物価上昇で消費税増税に合わせて給食費も連動すべきであると思います。よって、令和2年度平群町学校給食費特別会計予算に賛成いたします。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

令和２年度学校給食費特別会計予算については、賛成討論を言います。

カット済み野菜や調理済みの食材を極力使用せず、原材料を下処理してから手を加えることで、質を落とすことなくコスト削減に取り組んでこられたことが、原材料費、物流コストの交渉、消費税増税などの影響で現状の給食費のままでは献立内容が維持が難しい状況になったために、小中学校児童・生徒１，２１０名の保護者全員を対象に、給食費を月額２５０円から３００円程度の増額になった場合として、アンケートを昨年９月に実施、結果、８６１名、７１．１６％の回答があり、内容としては、負担できないが５．５７％、仕方がないが負担するが５６．５６％、その範囲なら構わないというのが３６．４７％で、増税については理解ができる保護者が９３．０３％の回答でありました。私は増額には保護者が一定の理解をされたものと尊重いたします。

よって、なおこの学校生活の中で食育の大切さをより一層重視されることを期待し、令和２年度学校給食費特別会計予算の賛成討論といたします。

以上であります。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第１８号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第１８号 令和２年度平群町学校給食費特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第１９号 令和２年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。植田君。

○6 番

2020年度の介護保険特別会計の予算案については、反対の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計の第6期の末の剰余金が約3億5,000万円、現在7期の計画では、来年度までの3年間でこの剰余金は、3億5,000万円のうち1億5,000万円を取り崩すことになっていました。ところが、昨年度決算、今年度決算見込み、そして、7期最終年度の新年度予算案で介護保険財政の基本となる給付費総額を見ると、計画が60億5,600万円に対して、決算予算は50億9,800万円、実に9億5,800万円もの乖離があります。

65歳以上の1号被保険者の保険料は、第7期は給付費総額の23%となっています。現在の本町の介護保険料は、計画の60億5,600万円に23%を掛け、そこから基金の取り崩し崩し分1億5,000万円を引いて導き出された金額です。正確に言うと、本町は国の調整交付金が少ないため、保険料は23%より若干高目になりますが、基本は給付費総額の23%から1億5,000万円を引いたものです。これで計算しますと、平成30年度からの新年度の令和2年度までの3年間の保険料は12億4,288万円。これが計画で決められた保険料総額です。

では、実際がどうか。昨年度決算、今年度決算見込み、新年度予算案の給付費総額は50億9,800万円で、試算すると、3年間の保険料は10億2,254万円、これが本来1号被保険者の方々に納めていただく保険料の総額です。計画の保険料との差は2億2,000万円にもなります。要するに、この2億2,000万円が保険料として取り過ぎた金額です。本来の保険料より1.2倍以上もの保険料を住民に負担をさせたこととなります。

この間、私ども日本共産党議員団は、計画と実際の乖離を明らかにして、期の途中であっても保険料の引き下げを求めてきました。しかし、町はみずからの見通しの違いを認めず、引き下げをかたくなに拒否し、新年度予算案も取り過ぎたままの保険料を計上しています。

以上のことから、本特別会計の予算案には反対をいたします。

○議 長

ほか、ございませんか。窪君。

○10番

議案第19号、令和2年度平群町介護保険特別会計予算案には賛成の立場で

討論させていただきます。

介護保険事業は、基本的に3年に1期として計画に基づき運営され、積み立てた基金は次期の保険料の上昇の抑制や引き下げに寄与されるものとされております。令和2年度は第7期の最終年度の予算となり、保険給付費や地域支援事業費の給付費全体は令和元年度予算よりも9,200万8,000円の増額をしていることから、さらに個々の介護予防に力を入れる予算となっております。

今後、介護保険運営協議会において令和3年度からの第8期の計画策定に向け、適正に協議がなされることを要望いたしまして、令和2年度平群町介護保険特別会計予算案の賛成討論とさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○8番

令和2年度介護保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

予算審議でも明らかになりましたように、第7期計画では7期終了時の剰余金が1億5,000万で計画したものが、それが7期終了時の剰余金が4億6,000万になることが明らかになり、計画と3億円の乖離が発生することになります。計画より2倍になるわけでありまして。介護保険料を幾らにするかは、給付費をどれぐらいになるかにかかっております。また、赤字になれば困ることは十分認識しておりますが、非常に難しい仕事と理解しております。

しかし、余りにも乖離が大き過ぎるわけであり、あり得ない数字ではないかと思えます。町長、副町長、教育長、職員の皆さんは恵まれているわけでございます。平群町の65歳の方が7,000人を超えるようになっております。年金生活者は介護保険料を払うのが大変なわけで、負担が大きいものであります。私のほうには、住民の方から、高い国保税を何とかしてほしい、介護保険は何とかならないかという声が届いています。当然、町のほうにも届いていると思えます。私は、政治は困ってる人、立場の弱い人に手を差し伸べるのが政治の責任だと思えます。また、住民の小さな声にも耳を傾けることが政治の大事な役割と認識しております。そういう観点で、残念であります。令和2年度介護保険特別会計に反対させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○3番

議案第19号、令和2年度平群町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和2年度予算では、高齢化や認定者数の増加に伴い、介護保険における給付費の増額が見込まれる中、保険給付費全体で前年度予算より5.4%増加した予算措置をされています。今後も増加する給付費に対応できる予算を確保し、また、介護予防や地域支援事業などの施策を引き続き取り組んでいただいていることを評価いたします。

なお、介護保険事業計画等策定委員会においても、積み立てした基金は第8期の計画に際し、保険料の上昇の抑制や引き下げに活用され、適正に協議されることになっております。よって、令和2年度平群町介護保険特別会計予算については賛成といたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

令和2年度介護保険特別会計予算の賛成討論を行います。

令和元年度末の剰余金は約4億3,000万の見込みであります。しかし、介護保険法第117条には、「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する介護保険事業計画を定める」ものとなっております。第8期に向けて、令和2年度に介護保険事業計画策定委員会において、剰余金を活用した保険料の見直しを大いに期待をいたします。

よって、介護保険法第117条の規定を尊重し、令和2年度介護保険特別会計予算には賛成といたします。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

私たちは介護保険事業の運営について異議を申し立てるわけではないんです。基本的に、この間ずっと言ってきましたように、計画が適正であったなら、こんなに基金がたまるはずがない。介護保険制度はそういう制度ですから。その計画そのものが、もちろん介護策定委員会のほうで決められたと言いますが、以前も申し上げましたけれども、策定委員会は町長に提案をするだけで、それをどういうふうにするかは、その計画の中身を最終的に、計画の中身、また65歳以上の1号被保険者の保険料を幾らにするかというのは町長の裁量で議会に提案され、議会の可決をもってですね、決まる条例になってるわけです。

そういう意味で言えば、特別会計の運営そのものが非常に悪いとか、平群町の介護保険の事業のやり方がだめだとか、そんなことは一切これまでも申し上



げてませんし、そんなことはちゃんとやっておられることは十分にわかっています。ましてや、予防介護のほうでもですね、平群町は非常によくやられてる。そのことに対しては一切異議ありませんし、ちゃんとやられてることには感謝を申し上げてる。

そうではなくて、保険料策定の計画そのものの最初のボタンのかけ違い、それが途中でわかったのであれば、そこは幾分かの訂正をするのが本来の、私は加入者に対する行政の責任だ。そこが一番問題なのであってね。3年1期とするっていうのはわかってるんです。でも、赤字になったら値上げすることはできるって、こうなってるわけでしょう。それであれば、こんなにもね、乖離が起こっている、60億円が50億円にしかならない、2割以上も乖離が起こってるのであれば、幾分かの修正をするというのも私は行政の責務だというふうに思いますので、それを全くやられない予算だから反対だということでありませぬ。そのことはしっかり申し上げときます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第19号 令和2年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 令和2年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和2年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和2年度平群町後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 令和2年度平群町用地先行取得事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和2年度平群町用地先行取得事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

午後4時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時45分)

再 開 (午後 4時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第12 発議第1号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第1号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年3月23日

提出者 窪 和子

賛成者 岩崎 真滋

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にあウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。

2 中高年のひきこもりにある者の適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。

3 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長 長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年3月公表されましたが、40から64歳のひきこもりが全国で約61万人にのぼるという推計は、社会に大きな衝撃を与えました。

今回の調査ではひきこもり期間の長期化や高齢化も鮮明になり、5年以上が約半数を占め、10年を超える人は約3割にのぼり、一方、生計を立てているのは父母が34.1%にのぼり、80代の親が50代の子どもを支える8050問題の深刻さが裏づけられました。

そのほか、「悩み事を誰にも相談しない」が4割を超えており、中高年のひきこもりの人がある世帯が社会から孤立しやすい傾向にあることも明らかになりました。

今後、就職氷河期世代も含めた中高年の引きこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきであります。そこで、政府に対し、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受けとめるべき大変重要な課題と捉え、中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を強く求める意見書でございます。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 8 番

中高年のひきこもり対策、非常に私も重要だというふうに思っておりますが、40歳未満のひきこもりについてどのようなことを、これ以外にひきこもり対策が必要だと思うんですけれども、資料によりますと15歳から39歳のひきこもりが54万人いるというふうに言われとりますが、その対策についてもどのようにお考えになってるのか。

○ 議 長

窪君。

○ 10 番

すみません、ちょっと質問の意味がわからない、もう一度、54万人ですか。その54万人ということは、もう一度、御質問、簡単に明瞭に御質問していただけますでしょうか。

○ 議 長

森田君。

○ 8 番

私のほうは、ちょっと資料を調べますと、15歳から39歳までのひきこもり、40歳未満のひきこもりが54万人いらっしゃるというふうにお聞きしておりますが、その対策も必要だと思うんですけれども、その辺についてどのようにお考えになっておられるのか。

○ 議 長

窪君。

○ 10 番

今回のこの意見書のタイトルは、中高年のひきこもりに対するものでありますので、それは今回の意見書には入れておりませんので。

以上でございます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○ 8 番

そういうことを申し上げてないんですけれども、そうじゃなくて、15歳から39歳までのひきこもり対策も必要じゃないかというふうに思うんですけれども、提出者の、どのようにお考えになってるのかお尋ねしてるわけです。

○ 議 長

窪君。

○ 10 番

私は今回は、それも大事だと思います、もちろんです。今まではそういう若い世代の方のひきこもりとか不登校とかに力を入れてまいりましたが、それもあわせてこれが大事だと言っておりますので、ここでは論議することではないと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより発議第1号について採決を行います。

本案については原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第1号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書（案）は原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決しました。

続きまして

日程第13 発議第2号 再生可能エネルギー発電設備等に関する法整備を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第2号

再生可能エネルギー発電設備等に関する法整備を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和2年3月23日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いずみ

山口昌亮

再生可能エネルギー発電設備等に関する法整備を求める意見書（案）

再生可能エネルギーは、エネルギー源の多様化や地球温暖化対策に資する貴重なエネルギーであり、平成24年7月に電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法に基づき再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されて以降、再生可能エネルギー発電設備の導入は全国各地で急速に進んでいる。

しかし、太陽光、風力、水力、地熱などの発電設備のなかでも、特に、発電規模の大きい太陽光発電設備に関しては広大な敷地を造成し、多量のソーラーパネルを設置することから、大規模な山地開発による森林伐採が必要となり、土地の保水力が損なわれることにより、土砂、泥水の流出など、自然災害発生の危険性が增大するとともに、動植物の生息地の破壊等による生態系や景観その他様々な環境への影響が懸念され、地域住民からは工事による物理的な諸問題のみならず、災害発生時に破損しても発電し続けるソーラーパネルによる火災や感電事故などによる住環境の悪化を心配する声が高まっている。

さらに、太陽光発電設備のみならず、風力発電設備などの再生可能エネルギー発電設備に関する既存法令の規定は不十分なことから、開発事業者と地域住民、地方自治体との間でトラブルが頻発するなど、地域コミュニティーも破壊する要因となっており、さらには開発を巡り訴訟にまで至るケースもあり、極めて深刻な状況となっている。

こうした問題は、本町のみならず多くの地方自治体が抱えており、再生可能エネルギー発電設備に係るガイドラインの策定など、様々な課題への対応に非常に苦慮している実情にある。

よって、国においては、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関し、地域住民への事前説明や環境調査の実施を事業者には義務付けることも含め、地域住民の合意形成を担保するほか、施設の安全性を確保するため、造成、地盤強度等に関する設計基準や施工、管理並びに事業終了後の設備の適切な除去及び当該地の在り方に関する基準等を整備し、事業者はその基準等の遵守と実効性を確保するための法整備を早急にはかられるよう強く求める。



以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月君。

○5番

それでは、再生可能エネルギー発電設備等に関する法整備を求める意見書(案)について、趣旨説明をさせていただきます。

近年、大規模な太陽光発電所における台風及び豪雨などがもたらす被害、これが全国的に多発をし、国においても放置ができず、実情把握をし、対応を講じてこられたというふうに認識をしております。

その一つとして、本年4月に経産省ではFIT法の改正、また、ガイドラインの改正、そして、環境省においても太陽光発電施設等にかかわる環境影響評価法の一部改定も施行される予定になっております。一定程度、見直しがされるという運びになっております。

しかしながら、環境評価に関しては、40メガワット以上は法アセスの対象とするが、30メガワットでは地方自治体の判断で条例アセスの対象となり、また、それ未満では自主的な簡易なアセスを促すとなっております。今、平群町で開発予定をされている施設は23メガワットで、このアセス対象外となってしまうのです。さらに厳しい基準が必要と考えます。

また、FIT法の改正に関するガイドラインの改定についても、地域とのトラブルが増大をしていること、これについては認識をされていて、地域への説明が非常に有効だというふうに書かれていたり、コミュニケーションを密に図ることなどと書かれております。しかし、非常に具体性が少なく、これをすり抜けていくことってというのは予想されます。

事業終了後の廃棄費用のことについても、積み立てをするということで、今後義務化の方向で検討があるということが書かれていますが、義務化されたわけではなく、国は確実に法整備をすることが、このようなことについても必要と考えます。

また、発電事業途中で起きた災害などにおける設備の廃棄、また修繕に係る費用については、保険の加入を義務づけることなど、また、保険については十分な額になるよう努力義務を課すということになっておりますが、これはあくまでも努力義務であり、遵守ではない。こういったことについてもさらに検討を進め、実施をしてもらわなければならないと考えます。これらは、最も住民にとっても、地方自治体にとっても、必ず遵守してもらわなくてはならない事項でもあり、法整備をしてもらえるように要請をするものです。

このような、これまでに比べては一定程度環境などへの配慮などが盛り込まれてはいるものの、さらなる法整備が必要と考えます。再生可能エネルギー施設の導入が環境を破壊をする、災害を誘発、拡大するということでは本末転倒であります。

よって、本意見書を全会一致で、この採択をしていただきたいとお願いをさせていただきたいということで、私の趣旨説明とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 8 番

提出者にお尋ねします。こういう問題ですね、地域住民とのトラブルが各地で発生してることは十分認識しておりますが、これは条例で対応できないんでしょうか。国のほう、私はいいことだと思うんで、意見書提出はいいことだと思うんですけども、条例で対応できるものもあると思うんですけども、その辺のことをどのようにお考えになってるのか。

○議 長

稲月君。

○ 5 番

ただいまのお尋ねですが、今まで国で何の規制もないとか、決まりがないというところを補うために、各自治体で条例が制定をされるということが、ここ近年、進んできております。

その中で、兵庫県なんかのこれに関する条例では、開発面積の半分、2分の1にパネルを設置をすると。あとは緑地として残さなければならないというようなね、非常に今、厳しい条例なんかも持たれているところもございます。そしてまた非常に景観のよい景勝地である、主に静岡県とか、富士山の見えるところとか、長野県とか、そういったところにおいては、景観をしっかり守ることでの厳しい条例も、さらに厳しい条例が制定をされているというところも聞いております。

そのように、その地域地域に応じて、国の基準以上にね、厳しく規制をしたりしていくための条例というのは必要だというふうに思っておりますし、うちの平群町でもそういった条例の制定っていうのも必要だというふうに私は考えております。

ここで、私はなぜ法整備を求めるんか、やっぱり国がきちっと条例で決める以上のことをね、きちっと国の上位法で決めていただいで、本当に安心して再生可能エネルギーがどんどんふえていくというような、脱炭素社会に向けてね、この地球を守っていくという観点からも進めていかなければならないのではな

いかと思っけて提出をしたところでは。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山本君。

○3 番

再生可能エネルギーは地球温暖化対策に資する貴重なエネルギーであります。が発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ること義務づける制度、いわゆるFIT制度がスタートしてから、全国的に大規模発電設備の設置が活発になっていることは、住民の皆さんも御承知だと思ひますし、さまざまな不安も持っておられると思ひます。

今回提出されました再生可能エネルギー発電施設等に関する法整備を求める意見書には、大きく三つの法整備を求められていますが、では現在、国の法整備がどこまで進んでいるのかを調査してみました。

一つ目は、再生可能エネルギー発電設備設置等に関し、地域住民への事前説明や環境調査の実施を事業者が義務づけることも含め、地域住民への合意形成を担保することとありますが、2017年4月に施行された改正FIT法に基づく事業計画策定ガイドライン、こちらのほうにございます太い資料なんです。が、こちらにおいては開発事業者が地域住民と適切なコミュニケーションを図ることを義務努力としており、怠っている場合はFIT法に基づく指導を行っています。コミュニケーションのあり方そのものは各地域の実態に応じて丁寧に決められるものであり、国が一律に義務化することは適切でないと考えております。そのため、FIT法では自治体が定めた条例を含む関係法令の遵守を認定基準として定め、違反した場合には必要に応じて認定を取り消すことができます。

国としては、2018年10月以来、全ての都道府県を集めた連絡会を5回開催し、各地での再生エネルギー理解推進のための先進的な取り組み事例を横展開し、今後も地域の声に一層耳を傾け、より実態に応じた事例の展開を行うとしております。

二つ目は、造成、地盤強度等に関する設計基準や施工管理に関する基準についてでございますが、太陽光発電設備に関しては、国は近年の設置数の増加を踏

まえて規制を見直ししている、まさに今そのところであります。例えば、ことし2月の電気設備の技術基準の解釈の改正において、小型の太陽光発電設備について、技術基準を満たすために必要な部材、設置方法等の仕様を定めるとともに、斜面に設置する場合等を想定し、支持物、支えるものですね、支持物による土砂流出や土砂崩壊等を防止する措置を講じることを新たに規定しております。

三つ目の、再生エネルギー発電設備の適切な除去については、事業計画策定ガイドラインにおいて、FIT認定を受ける際の遵守事項として、発電事業の終了後、廃棄物処理法等の関係法令に基づき、発電設備の撤去及び処分を可能な限り速やかに行うこと、撤去までの間は適切な管理を行うことが定められています。

先ほど稲月議員も御説明にありましたが、事業用太陽光発電については、廃棄物処分のための資金不足により、発電事業の終了後に放置、不法投棄される懸念があることから、事業計画策定ガイドラインにおいて事業計画策定時の廃棄物費用の算定額とその積立計画を記載し、これに従った廃棄物費用の積み立てと、その進捗状況の報告を義務化しております。

さらに、より確実に廃棄物費用を確保するため、原則として発電事業者の売電収入から廃棄物費用を差し引き、外部機関に積み立てる制度を2022年7月までに導入する方向で検討中であり、先月25日、同制度の実施のために必要な法改正を含む、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案が閣議決定されたところであります。

以上のことから、この意見書で求めています法整備は刻々と進められておりますので、提出した際の有効性はないと判断し、発議第2号に反対といたします。

○議長

ほか、ございませんか。植田君。

○6番

この意見書については賛成の立場で討論させていただきます。

再生可能エネルギーの普及は、地球温暖化の抑制のためにも、また、東日本大震災で福島がいまだに帰れない、原発事故の関係で、こういう原発事故を二度と再び起こさないと、回避するためにも、私は喫緊の課題であるというふうに思います。そういう意味では一層の推進が必要であると考えます。

しかし、意見書にもあるようにですね、大規模な太陽光発電建設についてはさまざまな問題を抱えているという中でですね、いろんな問題を、現実には全国的に起こっているという状況にあります。

これは、再生可能エネルギーの買い取り価格の制度が開始をされて、もうかる事業としてですね、メガソーラーなどが投資の対象となっていて。そういう中でいろんな問題が起こっていると。昨年、一昨年の台風や豪雨などで太陽光発電のパネルが破損したりですね、それによって火災や、あるいは斜面の崩壊でパネルが落ちるといような、そういうふうなことが起こっていると。

そういう中で、経産省でも一定の、この状況を把握して対処しようという形で法整備もされようとしています。趣旨説明の中にもありますように、まだまだ不十分であるという状況にあります。再生可能エネルギーの発電施設が地域住民と共存できるというふうな法整備が、やっぱり急ピッチに進められること、それを求める意見書でありまして、今現在そういう意味では全国各地でいろんな地域住民との、言ったらトラブルが起こっているという現状もございますので、そういう意味ではそういうことを平群も今、実際メガソーラーの建設計画もあることから、当然そういうことも含めましてですね、そういう法整備を急ピッチに進めてくれるという、欲しいという意見書でありますので、当然これは当平群町としてはやっぱり上げていくべきだという立場で賛成をいたしたいと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸君。

○4 番

今いろいろ討論聞いてまして、賛成の立場で討論したいと思います。

改正FIT法、FIT法は数年にわたり徐々に改正してまいりました。ガイドラインも少しずつ変わり、やや近づきつつはあります。本国会でも少しずつ話し合われてるところでございます。

しかしながら、2017年、FIT法改正の当時としては、若葉台ですね、若葉台西側、ローズタウン若葉台の北側に値する住宅の大規模ソーラーの開発が始まり、まだ続いております。住宅宅地、約横5メートルのところから、若干下がりましたが、それでももう目に見える状況です。3度にわたって土砂が流出してございます。

地域住民の合意形成、当時は担保されていたのかということ、担保されていなかった。造成、地盤強度等に関する基準についても、県との話し合いの中でされていなかった。適切な除去のあり方については、その件については話が出ましたが、深く話し合っておりません。

というわけで、なかなかこのガイドラインっていうのはまだまだ甘いという部分がございます。事実上、ほぼ当時は規制がなかった状態でございます。今のままでは、今でも施工業者のモラルに頼ってございます。一定の法的な明

確な制限が必要と考えます。

というわけで、きちんとしたガイドラインではなく、FIT法、FIT法ももうすぐなくなるとは思いますが、法整備、きちんとした法整備ですね、こういう制限に関して、可能エネルギーは大事であるけれども、地域住民の真横に建てるだとか、そういうことはやはりある程度の規制が必要と考え、法整備には賛成させていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

○7番

国のほうでどんどんされているので、意見書は必要ないという反対討論でしたけども、意見書というのはもちろん国がやってないことを地方から声を上げていく、地方議会から声を上げていく、それもありますし、国がやろうとすることを応援するという立場で意見書を上げるということもあるわけです。閣議決定されたという話もありましたけれども、もちろん法令にするにはですね、閣議決定だけではなくて、法整備ということになれば当然国会での議決も必要になりますから、そういう意味では意見書については首相だけではなくてですね、衆参両院の議長にも送付とするということになりますんでね、私は国がしようとして、それを応援するという立場で、やっぱり平群町議会としてもですね、この意見書は、よそでももうほとんど全会一致で提出されてるところがほとんどですので、ぜひこの平群町でも全会一致で提出いただくのが一番いいかなというふうに思ってます。

以上、賛成討論とします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決を行います。

本案については原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数です。よって、発議第2号 再生可能エネルギー発電設備等に関する法整備を求める意見書（案）は否決されました。

続きますして

日程第14 委員会の閉会中の継続調査の件  
を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

3月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月4日から本日までの20日間の会期におきまして、令和2年度の各予算を初め、全ての上程議案につきましては慎重審議いただき、可決、同意を賜りましてありがとうございました。

まず、連日テレビ、新聞等で報道されております新型コロナウイルスについて、3月19日に政府の専門者会議から新たな見解が示されました。感染の拡大については持ちこたえているが、一部の地域で拡大が見られるという状況であることから、大規模なイベント等は主催者がリスクを判断し、引き続き慎重な対応に努めることと、感染が確認されていない地域では、学校の活動や屋外でのスポーツなどから実施することが示されました。

20日には、全国の小中学校、高等学校で実施されている一斉休業を4月の新学期からは解除する方針であり、文部科学省から再開の可否を判断するガイドラインを公表するとの報道がありました。

また、22日には奈良県において9例目となる新たな新型コロナウイルス感染者

が発生したとの報道がありました。

これを受けまして、本日、町といたしましては本会議終了後に新型コロナウイルス対策会議を開催し、今後の平群町における対応を検討するところであり、各学校の休業の解除や新学期を迎える準備、現在休館をしております各施設の利用開始、各イベントや町主催の行事、会議の実施について、町としての方針を決定後、遺漏なく町民の皆様へお知らせするように努めてまいります。

最後に、今年度も残すところ2週間足らずとなりましたが、令和元年度の業務に区切りをつけて、来るべき令和2年度から気持ちを新たに、しっかりと行政を進めてまいり所存でございます。とりわけ新年度予算の審議に当たり、議員各位によりいただいた御意見については真摯に受けとめ、各種事務事業の実施においては、意を払い、適正な執行に努めてまいります。今後とも議員各位からの御助言と御協力を賜りますことを改めてお願いいたします。

これをもちまして3月議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

これをもって令和2年平群町議会第1回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 4時35分)